

別表（第2条関係）

補助事業名	看護職員確保対策総合施設整備事業
補助事業の目的	看護師等養成所や医療機関等の施設・設備整備を支援することにより、県内看護職員の離職防止・確保対策を総合的に推進する。
補助事業の対象となる者	別記のとおり
補助事業の対象となる経費	別記のとおり
補助率	別記のとおり
補助金の額	別記のとおり
適用除外する条項	—
その他	<p>補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。</li> <li>2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</li> </ol>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)            経費所要額調(様式1)、事業計画書(養成所:様式2-1-①、助産所施設:様式2-1-②、助産所設備:様式2-1-③、病院内保育:様式2-1-④、看護師宿舎:2-1-⑤、勤務改善:様式2-1-⑥)、建物の用途別面積(様式2-2)、整備事業費内訳書〔事業計画〕(様式2-3)、工事仕様書、工事設計図、工事仕訳            ※ 助産所設備は様式2-2以降不要            ※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)            別途通知する日</p>
第7条第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)            補助金額に増額が生じない経費の変更とする。</p> <p>(軽微な事業内容の変更)            事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合</p> <p>(添付書類)            交付申請時の添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日)            別途通知する日</p>
第9条第1項	<p>(報告事項等)            必要あるときは別途通知する。</p>
第11条	<p>(添付書類)            経費所要額精算書(様式3)、実績報告書(養成所:様式4-1-①、助産所施設:様式4-1-②、助産所設備:様式4-1-③、病院内保育:様式4-1-④、看護師宿舎:4-1-⑤、勤務改善:様式4-1-⑥)、建物の用途別面積(様式4-2)、整備事業費内訳書〔実績〕(様式4-3)、補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真、契約書の写し、補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)、補助対象区域の工事設計図及び工事仕様書、検査済証の写し            ※ 助産所設備は様式4-2以降不要            ※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。</p> <p>(指定期日)            事業完了後30日以内(第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>
第19条第1項	<p>(処分制限期間)            補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に基づくものとする。ただし、単価30万円以上とする。</p>